

報告書（案）に対する意見について

茨城県総務部長 末宗 徹郎

P 5

1 「5 （1）公衆衛生医師の育成について」

- 複数配置、研究参加等の環境整備に関する記述は、文頭におかず、文末に移動する。

（修正案）

保健所への複数の医師の配置、研究事業への参加等が行いや
すい環境の整備を行うこと等により、採用後から長期的な視野
に立って、…適切に研修計画に組み込むことが望ましい。

また、（ ）が望ましい。

* 理由

- ・ 中段に「…研修体系を確立することが必要である。このためには、…」となっているので、記述の仕方として、研修計画に関することと環境整備に関することを目的とする記述が良いと考える。

P 5 （P 5～P 10）

- 2 6（1）、（2）の中で、予算の確保、人事担当部局との関係が何度もでていることから、これらの部分を削除し、5（4）として「関係機関との連携」として集約の上、追加する。

（修正案）

- 5 公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備に関する基本的な考え方

（1）～（3）（略）

（4）関係機関との連携

公衆衛生医師の育成・確保に当たっては、地方公共団体、医育機関等の関係者間で、認識を共有し、今後の方策等について協議する必要がある。

なお、地方公共団体内においても、所管部局と人事、財政担当部局との課題の共有化を図りつつ、人的な体制整備や予算の確保が図られるよう努めるべきである。

(5) 公衆衛生医師の確保・育成のための行動計画の策定及び評価について

P 7

3 「6 (1) ④保健所への医師の複数配置」

○第一段落「いくつか残された保健所…複数配置することが必要なことである。」のうち「必要なことである。」を「望ましい。」とする。

○第2段落の後に次の一文を追加する。

…環境を整備することができる。

「なお、複数配置が困難な場合には、健康危機発生時に大規模保健所等から機動的に派遣する体制を整備するなどの工夫も必要であると考えている。」

○複数医師配置の必要性の理由が「指導できる」「研修等が受やすい」ということのみでは、説得力に欠けるので、「公衆衛生行政における健康危機管理業務を適切に行っていくため」といった保健所の役割・機能面の観点からについても記述する。

P 7

4 「6 (1) ⑦国立保健医療科学院の専門課程Ⅰの受講について」

○保健所長の医師に関する要件緩和を踏まえて記述を追加する。
具体的には、「6 (1) ⑦国立保健医療科学院の専門課程Ⅰの受講について」の題名で、専門課程Ⅰの次に「等」を加え、なお…のフレーズの次に、また以下を追加する。

(修正案)

⑦国立保健医療科学院の専門課程Ⅰの受講等について

.....

なお、.....

また、保健所長の医師資格要件の緩和が行われたところであり、公衆衛生医師の確保が困難な地方公共団体における円滑な人材確保に資するため、必要な研修を行うことが望まれる。

P 9

5 「6 (2) ③地方公共団体間等での人事交流」

○地方公共団体の公衆衛生医師の資質の向上の観点から、国が人事交流面で積極的な役割を果たす旨を記載すること。